

学校感染症について



下記の一覧表にあげた病気は学校感染症と言われ、たとえ軽症でも登校できません。これらの感染症にかかったら学校に連絡して、医師の許可が出るまで家庭で安静にしてください。

これらは法律で定められた『出席停止』で、医師による証明書が提出された場合は欠席扱いになりません。一覧表に掲載されている病気に感染された場合は、「出席停止証明書」の用紙をお渡しさせていただきますので、担任を通じてお知らせください。

第一種… 治癒するまで。

エボラ出血熱	クリミア・コンゴ出血熱	痘瘡	南米出血熱	ペスト	マールブルグ病	ラッサ熱	急性灰白髄炎
ジフテリア	重症急性呼吸器症候群	中東呼吸器症候群	特定鳥インフルエンザ	新型コロナウイルス感染症			

第二種… (下記の表を参照してください)

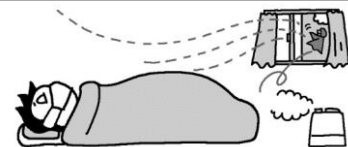
感染症の種類	潜伏期間	感染経路	症状	出席停止期間
・インフルエンザ (*1)	1~4日	飛沫	急な高熱、咳、鼻水、くしゃみ、筋肉痛、関節痛、頭痛	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで。
・百日咳	5~21日	飛沫	はじめは軽い咳、次第にコンコンと激しく咳き込んだ後、笛を吹くようなヒューという音で息を吸う苦しい咳の発作を繰り返す	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
・麻疹 (はしか)	7~18日	空気・接触	発熱、発疹、咳、鼻水、結膜炎、口の中に小さな白い斑点 (コプリック班) ができる	解熱した後3日を経過するまで。
・流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	12~25日	飛沫	発熱、両耳の下や顎の下が腫れて痛くなる	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
・風しん (3日ばしか)	14~23日	飛沫・母子	バラ色の発疹、発熱、リンパ節の腫れ	発疹が消失するまで。
・水痘 (水ぼうそう)	10~21日	空気・接触	水ぼうそうのある発疹が全身に次々とでき、かさぶたになって治っていく	すべての発しんが痂皮化するまで。
・咽頭結膜熱 (プール熱)	2~14日	接触・飛沫	発熱、結膜炎、咽頭炎	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
・結核	2年以内	空気	咳が長引く、痰、微熱が続く、体がだるい X線で発見されることが多い	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
・髄膜炎菌性髄膜炎	1~10日	飛沫	発熱、頭痛、嘔吐	

第三種… 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

・流行性角結膜炎 (はやり目)	2~14日	接触・飛沫	結膜が充血し、涙が出て、目やにがでる
・急性出血性結膜炎	1~3日	経口・飛沫	突然の目の痛み、充血、結膜下出血
・腸管出血性大腸菌感染症	10時間~8日	経口	下痢 (血便となることもある)、腹痛、発熱、吐き気

- ・コレラ
- ・細菌性赤痢
- ・腸チフス
- ・パラチフス
- ・その他の感染症 (*2)

※1 インフルエンザについてのみ、①保護者記入の罹患報告書と②インフルエンザでの受診がわかるもの (処方された薬の説明書の写しなど) の2点を提出していただくことで出席停止となります。



※2 その他の感染症とは・・・

何らかの感染症が流行した場合、その病気が重かったり、欠席者が多くて授業をしても能率が上がらなかったり、子どもや保護者の間で不安が大きかったりした場合に、状況に応じて、学校長が学校医の意見を聞いて緊急的に「学校感染症の第三種感染症扱い」にすることもするという意味で設けられています。

その他の感染症の例

- ・溶連菌感染症
- ・手足口病
- ・伝染性紅斑 (りんご病)
- ・マイコプラズマ感染症
- ・感染性胃腸炎 (ノロウイルスやロタウイルスなど)
- ・伝染性軟属腫 (水いぼ)
- ・伝染性膿痂しん (とびひ)
- ・RSウイルス感染症
- ・アタマジラミ
- ・ヘルパンギーナ
- ・ウイルス性肝炎
- ・デング熱 など